

令和5年度 第2回安城市市民参加推進評価会議 議事要旨

日時	令和5年10月31日（火） 午前10時～午前11時30分	
場所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委員	寺田会長、小鹿副会長、河方委員、深津委員、今永委員、菊地委員、稲垣委員、今委員 (欠席：居安委員、土井委員)
	事務局	長谷部市民生活部長、早水市民協働課長、浅井市民協働係長、市民協働係職員（幸田、近藤、島、鈴木）
次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民憲章唱和</li> <li>2 市長挨拶</li> <li>3 辞令交付</li> <li>4 委員紹介</li> <li>5 会長及び副会長選出</li> <li>6 会長挨拶</li> <li>7 市民参加条例等について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民参加条例について</li> <li>(2) 市民参加の評価方法について</li> </ol> </li> <li>8 その他</li> </ol>	

**今回の会議の目的**

- ・市民参加条例の概要理解
- ・市民参加対象事項の評価方法等の確認

**議事要旨**

(司会)

時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ安城市市民参加推進評価会議にご出席いただきありがとうございます。

本日の会議におきましては、環境に配慮するとともに、働きやすい職場環境づくりの一環として軽装（ノーネクタイ等）で出席しておりますので、ご理解をお願いします。

それでは、本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。

今回は改選後、初めての会議となり、前期から引き続き委員を務めていただける方は1名、新しい委員の方は9名、委員総数は10名となっております。

ご欠席のご連絡をいただいています委員は、居安委員1名です。土井委員はご不在ですが、ただいまの出席委員は安城市市民参加条例施行規則第11条第5項に規定します委員の半数以上に達しており、会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、ただ今から令和5年度第2回安城市市民参加推進評価会議を開催いたします。

## 1 市民憲章唱和

次第1「市民憲章唱和」。市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。なお、市民憲章については、机上に印刷したものがございますのでご覧ください。

### 【市民憲章唱和】

## 2 市長挨拶

(司会)

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、次第2「市長挨拶」。三星市長からご挨拶を申し上げます。

(市長)

本日は大変お忙しいなか、市民参加推進評価会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

安城市では、自治基本条例を設けております。自治基本条例の理念を受けまして、市民参加の手法や基本的な事項を定めました「安城市市民参加条例」を平成23年4月に制定いたしました。この条例において、市民参加とは、「市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的に関わり、行動すること」と規定しており、市民参加の推進を図り、市民が主役の自治の実現を目指しています。

また、市民参加を促進するため、本市職員が市民参加の手続きを適切に実施する際の手引きとしてガイドラインを策定しております。毎年見直しをしており、審議会委員の公募やパブリックコメントによる意見募集の実施など適切な市民参加の取り組みを進めています。

本会議は、これらの市民参加を適切に推進するために、市民参加の実施状況について審議していただくこととなっております。委員の皆さまには、市民参加の手法や回数などについての評価を行っていただき、その結果を関係課にフィードバックするとともに、市公式ウェブサイトにも掲載して広く情報を公開してまいります。

皆さまには令和7年6月まで、委員としてお世話になりますが、皆様の様々な視点からご意見をいただき、皆さまとともに市民参加を推進してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 3 辞令交付

(司会)

続きまして、次第3「辞令交付」。委嘱辞令を交付させていただきます。

代表として河方真司様にお受け取りいただきたいと思っております。河方様は正面にお越しください。皆様の辞令につきましては、お手元にごございますので、ご確認をお願いします。それでは、市長よろしく申し上げます。

### 【辞令交付】

(司会)

ここで、市長は他の公務のため、退席させていただきます。

#### 4 委員紹介

(司会)

続きまして、次第4「委員紹介」に移ります。委員の皆様、自己紹介をお願いします。お手元に名簿がございますので、恐れ入りますが、この順番にお願いしたいと思います。まず、河方委員からお願いします。

【委員自己紹介】

(司会)

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

【事務局紹介】

#### 5 会長・副会長の選出

(司会)

それでは、次第5「会長・副会長の選出」。本日は、任期が開始されてから1回目の会議となりますので、会長、副会長の選出をさせていただきたいと思います。安城市市民参加条例施行規則第11条の規定により、会長及び副会長は委員の互選により選出すると定められていますので、まずは、会長の選出から始めさせていただきます。会長の選出につきまして、ご発言はありますでしょうか。

(委員)

町内会長連絡協議会会長の寺田委員を推薦します。本会議の前会長も町内会長様が務められており、地域と行政に幅広い人脈やネットワークをお持ちの寺田委員が、この審議会の会長に適任かと思われますので、推薦いたします。

(司会)

ただいま、寺田委員を会長にというご推薦がありました。いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、寺田委員に会長をお願いしたいと思います。寺田委員、前の席へお願いします。

(司会)

続きまして、副会長について、ご発言はございますか。

(会長)

小鹿委員を副会長に推薦します。市民参加条例制定当初、本会議の委員を務められており、市民活動についても精通していらっしゃる小鹿委員を推薦いたします。

(司会)

ただいま、小鹿委員を副会長にというご推薦がありました。いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、小鹿委員に副会長をお願いしたいと思います。小鹿委員、前の席へお願いします。

## 6 会長挨拶

(司会)

続きまして、次第6「会長挨拶」。寺田会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長)

ただいまは会長にご推薦いただき、ありがとうございます。私は今年度から安城市町内会長連絡協議会の会長を務めております寺田と申します。地元では、令和3年度から、古井新町町内会の会長を務めていまして、町内会の役員も11年目になります。

平成23年に「安城市市民参加条例」が制定され、12年が経ちました。12年の間に、安城市における市民参加は進んでいると思います。私は、町内会長連絡協議会会長の立場としてですが、市の総合計画審議会、市民協働推進会議など、いくつかの審議会等に出席しております。さまざまな場面で市政に関わらせていただいくなかで、様々な立場の方が会議に参加され、議論することは非常に意義のあることだと感じています。

この市民参加推進評価会議は、今回が初めてではございますが、「安城市市民参加条例」に基づき、市民参加がきちんと推進されているかを評価するため、丁寧な会議を心掛けていきたいと思っております。

委員の皆様には暖かいご支援をいただき、無事会議が進められますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

## 7 (1) 市民参加条例について

(司会)

ありがとうございました。それでは、次第7「市民参加条例等について」に移ります。

なお、本日は議題がないため、事務局でこのまま会議を進行させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。ご質問等につきましては、その都度、時間を設けさせていただきますので、委員の皆さまにおかれましては、ご発言をする場合、必ず挙手をしていただき、指名された後、マイクを持ってご発言していただくようお願いいたします。

それでは、次第7(1)「市民参加条例について」事務局から説明させていただきます。

(事務局)

【市民参加条例について 説明】

(司会)

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(会長)

評価は、今年どれぐらいの数をやりますか。

総合計画は11月からパブリックコメントが募集されます。皆さんもパブリックコ

メントを覗いていただけたらと思いますが、いろいろなものがあります。パブリックコメントは12月に集中して出るため、普通はなかなかたくさんコメントすることはできません。一つでも二つでも、絞ってやっていただければいいのですが、評価委員にどの計画のパブリックコメントがいくつ出るということを教えていただけると助かります。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。実際に委員の皆様には評価をしていただくのは次の会議からとなります。3月の会議では、令和6年度から市民参加の実施を予定している対象事項の評価のため、今策定している計画等については、完了次第の評価となります。12月頃に市の各部署に令和6年度の予定を調査するため、まだ評価していただく内容は確定していませんが、概ね10前後かと思います。年度によって異なりますので、決まりましたらご案内させていただきます。

事務局補足：令和5年度12月は、11の計画等がパブリックコメントで意見募集をする予定です。詳細は広報あんじょう12月号をご確認ください。

## 7 (2) 市民参加の評価方法について

(司会)

それでは、続きまして、次第7 (2) 「市民参加の評価方法について」、事務局より説明させていただきます。

(事務局)

### 【市民参加の評価方法について 説明】

(委員)

資料2の10ページ、評価シートのところについて、意見をどのように書いたらいいかを教えていただきたいです。主観でということはわかりますが、例を見ると、おおむね適切であるという評価には「審議会が複数回予定されている点の評価しました」という意見があります。例えば、「適切である」という時は、特に何も意見がなければ書かなくてもいいのか、それとも「適切である」という時には、やはりその評価した理由を書いて活用したいということなんでしょうか。「要見直し」という時は駄目な理由等を、具体的にこうしたらどうでしょうか、という意見が出るとは思いますが、「おおむね適切である」という時には何か対案を出した方がいいのか、○に近ければ空欄でも問題ないのかなど、実務的に今までと大きく評価が変わってしまわないように、ご助言、イメージを教えてください。

(事務局)

ありがとうございます。基本的には、評価シートの意見欄に書いていただいた意見を各課へフィードバックさせていただきます。加えて、この会議の場で新たにご意見などが出ましたら、そちらも各課へフィードバックさせていただきます。これまでは、評価をつけるのみの方もいましたし、良い評価でも悪い評価でもご意見を書いてくださる方もいました。特にご意見がなければ評価だけで大丈夫ですが、ご意見がありま

したら、特に「要見直し」という評価には改善点などを書いていただけたらと思います。

(副会長)

パブリックコメントについてと全体評価についての2点を質問させていただきます。

まず、パブリックコメントは市民の意見を募ることになっていますが、在勤の市民も含めた場合、市民以外、他市からのコメントも来る場合があると思います。過去のパブリックコメントで、非常に多数の他市からの攻撃的な内容のものがあり、その会議ではそれらは除こうという議論がありました。この評価会議ではその扱いはどうされるのかという点がまず1点です。加えて、パブリックコメントで非常に否定的なコメントばかりが来た場合、そういった内容は一切加味しない評価になるということではよかったですでしょうか。

それから、ガイドラインについてですが、最後に付いています62ページ以降のページについて少しお伺いしたいです。No. 4（全県域汚水適正処理構想及び下水道事業基本計画の見直し）ですが、市民参加の手法がパブリックコメントしかないです。それしかないにもかかわらず、意見なしです。結構パブリックコメントで意見なしの場合があると思いますが、そういった場合、評価自体できないのではないかなと思います。令和4年度は三つぐらいパブリックコメントで意見がなしとなっています。

次に全体の評価についての質問ですが、今見ていただいている62ページ次のページの裏をめくっていただくと、令和3年度では評価結果が2項目あります。一つ目が、「市民参加の回数等は十分だったか」、二つ目は「市民の意見を反映させていたか」です。ほとんど揃っていますが一番下のNo. 8（第2次スポーツ進行計画の改定）で○と△になっています。そのように二つに評価が分かれているのが令和3年度までで、令和4年度は評価結果が一つに統一されています。先ほどの説明で最終的に一つにまとめるのかなと受け止めましたが、そういった点について、質問させていただきます。よろしくお願ひします。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。順番に回答させていただきたいと思います。

まず、他市の方からパブリックコメントのご意見が出た場合について回答させていただきます。市民参加条例第2条で、パブリックコメントを提出できる市民とは「市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者」としてあります。市内で働かれている方であれば他市の方でもいいですが、この規定に該当しない方であれば、反映する意見からは除かせていただくということになります。

二つ目、パブリックコメントしか市民参加をやっていない事項で、パブリックコメントの意見がなかった時の評価ということですが、これは評価に悩まれるところかと思ひます。その場合、確かに反映できた意見は0件ということにはなりますが、市民参加の評価としては、パブリックコメントを募集する際に幅広くPRする、閲覧場所を市内各所において募集するというような工夫をしたにも関わらず、提出件数が0という場合、必ずしも×をつけなくていいと考えています。調査シートを見てご判断いただき、評価は委員の皆様にお任せしたいと思ひます。

三つ目、評価方法が変わったことについてのご意見ですが、令和4年度に評価方法を変更しています。3年度や2年度は前の評価方法によるものです。ガイドラインを

見ていただくと分かりますように、令和3年度以前は評価基準に「市民参加の回数等は十分だったか」、「市民の意見を反映させていたか」という基準を設けていましたが、例えば、先ほどのご意見にもありましたように、意見を反映させていたかという基準では、パブリックコメントの提出件数が0件だった場合、評価をつけられないというご意見がこれまでも出ていました。そこで、意見を反映させていたか等の評価基準を設けるのは、かえって難しくなってしまうため、評価基準を全てなくし、各対象事項について、市民参加が適切に行われているかを「適切である」「概ね適切である」「要見直し」という3段階で評価をつけていただくという方法に変更しています。

(副会長)

もう一点、先ほど質問の中に、非常に否定的なパブリックコメントしかなく、全然駄目という評価ばかりの時に、私たちは意見内容については一切加味せず、どういう内容であれパブリックコメントがきちんと実施されていて、意見が出ているということで評価すればいいということでしょうか。

(事務局)

はい。意見の内容や、マイナスの意見が多いということは、市民参加の評価には関係ないものとなります。ご意見をどう捉えて計画を直していくかは、各課の判断になります。

(委員)

今のパブリックコメントの話や、他も一緒ですが、基本的にはきちんと市民の人に周知されているとか、届いているかを評価すればいいのか、それともその結果であるパブリックコメントの提出件数や、参加者までも加味して評価した方がいいのでしょうか。然るべきいろいろな項目がありますが、それも含めて総合的にということ、市民参加条例に応じて、スポーツ振興計画のこの場合だったらこんなものかなということとその都度判断すればいいのか、どのようなイメージかが少し気になりました。そういうことも含めてトータルでということか、どう考えたらいいか、もし決まっていれば教えてください。

(事務局)

特に決まっていません。トータルで見ていただいて、各対象事項には、これぐらいの市民参加が適切だろうという見方をしていただけたらと思います。

(委員)

そういうことですね。先の話だと、例えばパブリックコメントの提出件数が0件みたいなことはあると思いますが、きちんとした期間で、きちんとやっていたら別に○というか、適切であるという評価をする人がいても、それはそれで委員の人の判断ということでいいですか。

(事務局)

そのように思います。ありがとうございます。

(副会長)

市民政策提案について、少しお伺いしたいと思います。ガイドラインの24ページです。市民参加条例で、この市民政策提案は魅力の一つかと思います。これは、提案された場合に検討委員会というものが設置されます。この検討委員会ですが、設置に関する規定は見当たらないです。どういった人で構成されるのか、人数だとかを付帯事項に入れなくてもいいのでしょうか。また、24ページの図の左端に90日以内に処理してくださいとあります。これは結果を提出者に伝えるまでを90日以内という理解でよいのでしょうか。

それから、この市民政策提案書というものが59ページにあります。とてもラフで簡単な提案書という感じがしますが、このような略式でよいのでしょうか。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。市民政策提案につきましては、市民政策提案検討委員会の設置要綱というものがございます。ガイドラインにはついていないですが、設置要綱に詳細が記載されています。90日以内の処理につきましては、提案書の提出から提案者の回答まで90日以内ということですのでよろしいかと思います。委員会について、人数等も要綱に記載されているかと思いますが、今手元にないため、すぐにはご回答できません。次回までに準備させていただきたいと思います。

提案書の様式については、市民参加条例の施行規則で決められた様式のため、今のところ変更予定はございません。何かこれで不備がみつければ、変更等を検討していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(副会長)

今までに市民政策提案は提出されたことがありますか。

(事務局)

はい。政策提案につきましては、今まで4件ほど出ています。ただし、事業の提案であったり、政策・事業のどちらでもなかったりということで、委員会までは立ち上がっていないものが3件です。1件については委員会まで立ち上がり、提案について回答しています。

## 8 その他

(司会)

ありがとうございました。

続きまして、次第8「その他」。令和5年度第3回市民参加推進評価会議の日程について、事務局より説明いたします。

(事務局)

次回の会議ですが、令和6年3月19日（火曜日）の午前10時からを予定しています。場所は本日と同じく市役所本庁舎3階第10会議室で開催予定です。よろしくお願いたします。



(司会)

それでは、最後に課長からお礼のことばを述べさせていただきます。

(課長)

本日は、貴重なお時間をいただき、市民参加条例、市民参加の評価方法についての説明をお聴きくださり、誠にありがとうございました。本日の資料及び議事録については、安城市公式ウェブサイトへ掲載・公表してまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回安城市市民参加推進評価会議を終了いたします。ありがとうございました。